

JIS

130 mm/2 GB光ディスクカートリッジ

JIS X 6274 : 1997

(ISO/IEC 13842 : 1995)

(2004 確認)

平成 9 年 10 月 20 日 制定

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

まえがき

この規格は、工業標準化法に基づいて、日本工業標準調査会の審議を経て、通商産業大臣が制定した日本工業規格である。

今回の制定では、日本工業規格と国際規格との一致に留意し翻訳規格としたが、これについては解説にその詳細を記述した。

この規格の一部が、技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願に抵触する可能性があることに注意を喚起する。通商産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような技術的性質をもつ特許権、出願公開後の特許出願、実用新案権又は出願公開後の実用新案登録出願にかかわる確認について、責任はもたない。

JIS X 6274には、次に示す附属書がある。

附属書(参考) ISO/IEC 13842 : 1995 (Information technology—130 mm optical disk cartridges for information interchange—Capacity : 2 Gbytes per cartridge)

主 務 大 臣：通商産業大臣 制定：平成 9. 10. 20

官 報 公 示：平成 9. 10. 20

原案作成協力者：財団法人 光産業技術振興協会

審 議 部 会：日本工業標準調査会 情報部会（部会長 棟上 昭男）

この規格についての意見又は質問は、工業技術院標準部情報電気規格課（〒100 東京都千代田区霞が関1丁目3-1）へ連絡してください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第15条の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

130 mm/2 GB

X 6274 : 1997

光ディスクカートリッジ

(ISO/IEC 13842:1995)

Information technology—130 mm optical
disk cartridges for information interchange—
Capacity : 2 Gbytes per cartridge

序文 この規格は、1995年に第1版として発行されたISO/IEC 13842 (Information technology—130 mm optical disk cartridges for information interchange—Capacity : 2 Gbytes per cartridge) を翻訳し、技術的内容及び規格票の様式を変更することなく作成した日本工業規格であるが、7.以降については、それぞれ原国際規格の同項目の内容を引用するものとした。

なお、この規格で点線の下線を施してある箇所は、原国際規格にはない事項である。

この規格は、幾つかのタイプ名称が付けられた一連の130 mm光ディスクカートリッジの特性を規定する。各々1ギガバイトの保存容量をもつディスクの2面は、A面及びB面と呼ばれ、それぞれ特定のタイプ名称が付けられる。A面とB面は異なったタイプであってもよい。

タイプR/W, R/W-R 熱磁気効果及び磁気光学効果を利用して、ディスク面の記録領域全体にわたって繰り返しデータの記録、再生及び消去ができる。

タイプP-ROM, P-ROM-R ディスク表面の記録領域の一部に、スタンピング又はその他の方法によって複製したプリレコードマークが形成されている。この部分は、磁気光学効果を利用することなく再生される。プリレコードマーク以外の部分は、各々タイプR/WとタイプR/W-Rの要求を満足している。

タイプO-ROM, O-ROM-R ディスク表面全体が、スタンピング又はその他の方法によって複製したプリレコードマークで形成されている。該当するディスク面は、磁気光学効果を利用することなく再生される。

タイプWO, WO-R 追記機能(WO, Write Once)をもつが、データの記録及び再生は、熱磁気効果及び磁気光学効果を利用して行われる。

タイプB 使用してはいけないカートリッジの面を示す。このタイプ名称は、B面だけに用いる。

B面だけに使用される添え字Rは、そのトラックの回転方向がA面と逆方向であることを示している。このような光ディスクカートリッジを用いると、2系統の光学システムによって、ディスク両面への同時アクセスが容易になる。

この規格でディスクの両面に許容される20個のタイプの組合せは、105.8の表2に規定されている。

なお、この規格では、各々のタイプに対して、1セクタ当たりの容量として512バイトと1024バイトが許容されており、1枚の光ディスクカートリッジのセクタはすべて同じ容量でなくてはならない。